

表4 若年停止の緩和による支給率

期間の別	要件	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上	支給開始年齢以上
年金条例職員期間 恩給公務員期間	左の期間を5年以上有する場合	50%	70%	100%	100%
旧長期組員期間	左の期間を6年以上有する場合	0%	100%		
新法期間	施行日前の期間を有し、かつ勲を褒等で退職する場合	支給開始年齢未満のとき30%			

(ア) 退職年金の額
ウ、退職年金の額
無いわけである。

一を参照されたい。この者は、現在五十三歳で支給開始年齢は生年月日から五十七歳である。新法施行日前の期間を有しているから若年停止の緩和の適用を受け年金条例職員期間五年以上有しているので年金条例職員期間にかかるとなる年金額について五十五才になるまで七十パーセント五十五歳以上から一〇〇パーセントとなり、新法期間にかかるとなる年金額については自己都合による退職であるから三十パーセントの支給は無いわけである。

事例1 若年停止の緩和による支給〔A氏の例〕

30歳4月1日 教諭として採用

7年8か月 (年金条例期間)

37歳12月1日 新法施行日

23年 (新法期間)

60歳11月30日 退職日

A氏 昭和7年10月15日生
自己都合による退職
60年4月2-37

新法期間 59.12 348,712円×4
60.4 352,560円×8

計 4,215,328円

条例期間 4,230,720円

条例期間 4,230,720 × $\frac{7}{51}$ = 580,687円⁰⁶

新法期間 4,215,328 × $(\frac{2 \times 13}{100} + \frac{1.5}{100} \times 10)$ = 1,728,284円⁴⁸

退職年金額 計 2,308,971円⁵⁴

53歳～55歳未満 条例分 × $\frac{70}{100}$ = 406,481円

55歳～57歳未満 条例分 × $\frac{100}{100}$ = 580,688円

従って、55歳まで年額406,500円、57歳まで580,700円、57歳から全額2,309,000円支給されることになる。

退職年金の額は、基本方式と通年方式と呼ばれることおりの算定方法があり、(算定式I)算定の結果いづれか多い方の額が年金額となる。

基本方式のうち新法施行日前に在職期間のある場合の算定式は、表一を参照し理解されたい。

(イ)退職一時金等を受けたことによる年金額の調整

昭和五十四年の改正により昭和五十五年一月一日から退職一時金等の制度は廃止されたが、廃止前に退職一時金等を受けている期間がある場合はこれらの一時金等の支給を受けていなかっ

た者との均衡上調整が必要となる。退職一時金等を受けた者は、退職一時金等の計算の基礎となつた期間種別により算定式IIで示した算定方式により算出した額が退職年金の額から控除されることになる。

(ウ)退職年金額の最高額と最低保障額

①最高額

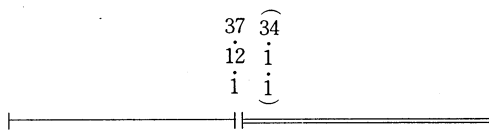
退職年金の最高額は給料年額の七十パーセントが限度額である。七十パーセントとは、組員期間が四十年に対する支給率であり、在職年が四十年を超える場合は、四十年として計算されるためである。

算定式I 退職年金の算定方式

ア 基本方式

(ア) 新法期間のみの場合……給料年額 × $(\frac{40}{100} + \frac{1.5}{100} \times 20)$ を超える組合期間の年数)

(イ) 施行日前の在職期間のある場合……組合員期間のなかに施行日前の年金制度の期間があるときは、組合員期間の区分に応じて、それぞれの年金額を計算し、合算したものが年金額となる。



- (a) 恩公期間分
- (b) 旧長期期間分
- (c) 控除期間分
- (d) 職員期間分

(e) 新法期間分

a)、b)、c)、d)、e)の期間順に

基礎給料年額 × 支給率 × 組合員期間を計算し

$a) + b) + c) + d) + e) = \text{年金額}$ となる。